

株 主 各 位

東京都墨田区江東橋四丁目26番5号

セー万年筆株式会社

代表取締役社長 比 佐 泰

第107期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の書面（郵送）、又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後述の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、「4. 議決権の行使についてのご案内」に従って、2020年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区毛利二丁目6番5号
印刷製本包装機械健保会館 4階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第107期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2020年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次ページ「インターネットによる議決権の行使についてのご案内」をご高覧の上、
2020年3月26日（木曜日）午後6時までにご行使ください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.sailor.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sailor.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権の行使についてのご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2020年3月26日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

電話 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

(a) 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

(b) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、好調な米国経済の影響などにより緩やかな回復基調で推移しましたが、当該年度の後半にかけては、米中貿易戦争、中東情勢の悪化などにより、景気は足踏み状態で推移しました。わが国経済においても、世界経済の回復基調に加え、政府や日銀による継続的な経済政策などがあり、緩やかな上昇基調で推移しましたが、当該年度の後半には、消費税率引き上げや米中貿易戦争などの不安定な世界情勢の影響を受けて、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループでは、販売活動を一層活発化させるとともに、工場の生産性向上に努めました。しかしながら、中国経済の足踏みの影響や国内外経済の不透明感などにより、当連結会計年度は売上高53億2千5百万円(前期比1.4%減)となりました。利益につきましては、営業損失2千1百万円(前期営業損失7千1百万円)、経常損失4千4百万円(前期経常損失9千7百万円)、文具事業の2年連続のセグメント損失計上により減損損失を計上したこともあって、親会社株主に帰属する当期純損失1億3千9百万円(前期親会社株主に帰属する当期純損失9千万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(文具事業)

文具事業の売上高につきましては、万年筆が前期に比べ大きく伸長しましたが、ボールペン等の低価格帯の筆記具が法人需要減少等の影響を受け振るいませんでした。地域別売上高でみると、国内、欧州、北米市場は前期に比べ伸長しましたが、中国市場向けの売上が前期を割り込みました。このような状況の中、売上高36億6千7百万円(前期比1.0%増)と微増となり、セグメント利益は、付加価値の高い商品の売上高が増加したこともあり、セグメント損失6千1百万円(前期セグメント損失8千6百万円)となりました。

(ロボット機器事業)

ロボット機器事業につきましては、景気の先行きに対する警戒感により設備投資等が先送りされた影響などから、売上高16億5千8百万円(前期比6.3%減)と前期より減少したものの、経費削減等に注力した結果、セグメント利益4千万円(前期比174.3%増)となっております。

当社グループは、経営のスリム化により利益体質に変化しつつありますが、当期は赤字を計上することとなりました。収益安定化のためには、なお一層の努力が必要です。従って、当期の配当金は、引き続き無配とさせていただきたくお願い申し上げます。

【連結】セグメント別売上高

(単位：千円)

| セグメント | 当 期 2019. 1. 1～2019. 12. 31 | | 前 期 2018. 1. 1～2018. 12. 31 | | 増減率 |
|-----------------|--------------------------------|--------|--------------------------------|--------|-------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | |
| 文 具 事 業 | 3,667,530 | 68.9 % | 3,631,035 | 67.2 % | 1.0 % |
| ロ ボ ッ ト 機 器 事 業 | 1,658,370 | 31.1 | 1,769,104 | 32.8 | △6.3 |
| 合 計 | 5,325,901 | 100.0 | 5,400,140 | 100.0 | △1.4 |

② 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は5千4百万円であります。その主なものは、新製品金型、万年筆製造設備その他工場設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第104期 2016年12月期 | 第105期 2017年12月期 | 第106期 2018年12月期 | 第107期 2019年12月期 (当期) |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 5,978 | 5,694 | 5,400 | 5,325 |
| 経常利益又は経常損失(△) (百万円) | 28 | 16 | △97 | △44 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円) | △24 | 99 | △90 | △139 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円) | △1.93 | 7.98 | △6.57 | △9.54 |
| 総 資 産 (百万円) | 5,131 | 4,800 | 5,173 | 5,013 |
| 純 資 産 (百万円) | 1,836 | 1,829 | 2,326 | 2,198 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 142.45 | 146.29 | 159.25 | 150.50 |

※2017年7月1日付で普通株式につき10株を1株にする株式併合を行ったため、第104期の期首に株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、数年にわたる経営不振から脱却するため、2015年末に新執行部を発足し、不採算事業からの撤退と自社製品販売比率の向上を進め、また、新たに売上高経常利益率の改善並びに有利子負債の削減を骨子とした中期経営計画(2016年から2018年まで)を策定し、経営改善に努めてまいりました。この結果、2016年、2017年には、経常利益を確保し、2018年3月に「継続企業の前提に関する注記」を解消することができました。しかしながら2019年度は売上高53億2千5百万円と前期に比べ1.4%の減少、親会社株主に帰属する当期純損失は、文具事業における減損損失9千3百万円の計上等もあり1億3千9百万円(前期親会社株主に帰属する当期純損失9千万円)となりました。

このような状況のもと、当社グループは、得意分野、競争力を持った分野に経営資源を集中し、積極的に投資を行っていくことで生産性を向上し、売上高の増加、収益の確保を目指します。

(文具事業)

当社の強みである万年筆及び万年筆用インクに経営資源を集中して、生産性向上、売上高の拡大を目指します。また、材料費・仕入原価及び販管費などの更なる削減に取り組み、安定的に利益を生み出せる体制を整えてまいります。国内、欧州、北米等へ向けて、万年筆及び万年筆用インクの拡販を図り、セーラーブランドの向上を目指してまいります。

(ロボット機器事業)

高い剛性と耐久性により生産性の良さで評価される射出成形機用取出口ロボットについて一層の販売強化を図るとともに、耐久性・安全性が求められる食品容器・医療機器の業界などへの特注製造装置販売を強化してまいります。

また、生産設備のスマートファクトリー化に必要なIoTへの取り組みを強化し、顧客の生産性向上と品質の安定性に貢献してまいります。

【会社経営の基本方針】

当社は、開発型メーカーとしてその製品において『最高の品質』を追求することにより、『顧客満足度の最大化』を図るべく研鑽を重ね、その継続的な努力により『SAILOR』ブランドの価値を向上していくことを企業方針としております。

基本方針は、次のとおりです。

①社会・文化の発展に貢献

開発型メーカーとして、最高の品質を追求した製品を通して、社会・文化の発展に貢献します。

②顧客満足度の最大化

高機能、高品質及び洗練されたデザインの製品をお客様にお届けするとともに、全社を挙げて、お客様満足度の最大化に努めます。

③ステークホルダーと信頼関係の構築

効率的な経営、業績の成長を目指し、ステークホルダーに信頼される企業に成るべく努めます。

④従業員の尊重

活気ある職場を構築し、従業員一人一人の特性や能力が発揮できる環境を作ります。

⑤信頼される経営

法令、規則、定款、社内規程を遵守し、透明性の高い社内統治、適正な開示により、広く社会から信頼される企業を目指します。

基本戦略

- ① 当社の得意分野、競争力のある分野に、経営資源を集中いたします。
- ② 従業員に対する教育の充実、モチベーションの向上、労働環境の改善を実現してまいります。
- ③ 研究開発を強化し、独創性に富む製品を提供してまいります。
- ④ 顧客ニーズを把握して、魅力ある製品・サービスを提供してまいります。
- ⑤ 積極的な海外戦略を実施し、海外売上の拡大を目指してまいります。

株主の皆様には大変ご心配をおかけしておりますが、当社グループは、更なる業績向上及び企業価値の増大を達成し、早期の復配を目指してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年12月31日現在)

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------------------|---------------|------------|---------------|
| THE SAILOR (THAILAND) CO., LTD. | 千THB 6,000 | % 100.0 | ロボットの販売 |

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社グループは筆記具を主体とした文具類及びロボット機器の製造販売を行っております。具体的な内容は次のとおりであります。

文具事業

万年筆、ボールペン、シャープペンシル、ふでペン、マーキングペン、
インク、修正ペン、ギフト雑貨用品等

ロボット機器事業

- ①プラスチック射出成形機用自動取出口ロボット
- ②プラスチック射出成形品等の自動組立、包装装置
- ③その他 (半導体、金属プレスのハンドリングロボット等)

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

| | | |
|---------------------------------|-------|-----------------------|
| 当 社 | 本 社 | 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号 |
| | 事 業 部 | 東京都墨田区、東京都青梅市 |
| | 事 業 所 | 名古屋市中村区、大阪市城東区、福岡市博多区 |
| | 工 場 | 東京都青梅市、広島県呉市 |
| THE SAILOR (THAILAND) CO., LTD. | 本 社 | タイ バンコク |

(7) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-----------|-------------|
| 文具事業 | 166(119)名 | 34(△48)名 |
| ロボット機器事業 | 82(4)名 | 6(△4)名 |
| 全社(共通) | 7(-)名 | 2(△3)名 |
| 合計 | 255(123)名 | 42(△55)名 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 249(122)名 | 44(△55)名 | 44.1歳 | 18.9年 |

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 446,637千円 |
| 株式会社広島銀行 | 205,651千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 160,215千円 |
| 株式会社福井銀行 | 137,160千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,621,961株 (自己株式15,565株を含む。) |
| 資本金 | 3,653百万円 |
| 単元株式数 | 100株 |
| ③ 株主数 | 9,475名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|-----------|---------|
| | 株 | % |
| プ ラ ス 株 式 会 社 | 2,100,000 | 14.38 |
| セ ー ラ ー 万 年 筆 取 引 先 持 株 会 社 | 262,414 | 1.80 |
| E H 株 式 会 社 | 237,700 | 1.63 |
| 村 山 信 也 | 230,800 | 1.58 |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 156,566 | 1.07 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 137,460 | 0.94 |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 | 133,900 | 0.92 |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社 | 121,100 | 0.83 |
| KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT | 119,000 | 0.81 |
| 松 井 証 券 株 式 会 社 | 117,400 | 0.80 |

(注) 持株比率は自己株式 (15,565株) を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2019年12月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------------------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 比 佐 泰 | 文具事業部長 |
| 専務取締役 | 町 克 哉 | ロボット機器事業部長 |
| 常務取締役 | 中 田 尚 邦 | 文具事業部製造本部長 |
| 取 締 役 | 米 澤 章 正 | 管理部長 |
| 取 締 役 | 佐 山 嘉 一 | 文具事業部営業本部長 |
| 取 締 役 (監査等委員・常勤) | 北 浦 良 司 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 山 田 隆 明 | 山田経営会計事務所 所長 わくわく経営株式会社 代表取締役 学校法人明治学院 評議員 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 監事 株式会社ヤシマキザイ 監査等委員である取締役(社外) |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 暁 琢 也 | 黎明国際法律事務所代表 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)山田隆明氏及び暁琢也氏は、社外取締役であります。当社は、取締役(監査等委員)山田隆明氏及び暁琢也氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)山田隆明氏は、公認会計士、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役(監査等委員)暁琢也氏は弁護士として、会社法務に関する豊富な知識・経験を社外取締役としての適切な監査に生かしていただいています。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、北浦良司氏を取締役(監査等委員・常勤)として選定しております。
4. 当社と取締役(監査等委員)山田隆明氏及び暁琢也氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、取締役（監査等委員）に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|-----------------------|------------|-----------------|
| 取 締 役 | 5名 | 53百万円 |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） | 3名 | 9百万円 |
| 合 計 （ うち 社 外 役 員 ） | 8名 (2名) | 62百万円 (3百万円) |

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第103期定時株主総会決議において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第103期定時株主総会決議において年額24百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）山田隆明氏は、税理士・公認会計士の業務を行っております。当社は同氏との間に税務顧問契約があります。その他の同氏の兼職先各社と当社との間に特別な取引はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）暁琢也氏は弁護士の業務を行っております。当社と同氏との間に特別な継続契約はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|--------------------------|-------|---|
| 取 締 役 (監査等委員) (社外) | 山田隆明 | 当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会7回の全てに出席しております。公認会計士・税理士としての専門的見地から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) (社外) | 暁 琢 也 | 当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会7回の全てに出席しております。弁護士としての経験を生かした助言・発言を行っております。 |

3. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人日本橋事務所

② 会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 17,680千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,680千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるときは、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|------------------|------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流動資産 | 3,876,794 | 流動負債 | 1,823,768 |
| 現金及び預金 | 1,253,386 | 支払手形及び買掛金 | 611,079 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,207,528 | 短期借入金 | 999,664 |
| 商品及び製品 | 542,659 | リース債務 | 7,158 |
| 仕掛品 | 201,595 | 未払法人税等 | 41,536 |
| 原材料及び貯蔵品 | 626,327 | 賞与引当金 | 5,888 |
| その他 | 50,490 | その他 | 158,439 |
| 貸倒引当金 | △5,193 | 固定負債 | 991,627 |
| 固定資産 | 1,136,890 | リース債務 | 18,067 |
| 有形固定資産 | 937,726 | 再評価に係る繰延税金負債 | 260,550 |
| 建物及び構築物 | 14,182 | 退職給付に係る負債 | 684,714 |
| 機械装置及び運搬具 | 37,501 | 製品自主回収関連損失引当金 | 5,195 |
| 土地 | 859,647 | 資産除去債務 | 23,100 |
| リース資産 | 843 | 負債合計 | 2,815,396 |
| 建設仮勘定 | 15,700 | 純 資 産 の 部 | |
| その他 | 9,850 | 株主資本 | 1,593,653 |
| 無形固定資産 | 17,307 | 資本金 | 3,653,573 |
| 投資その他の資産 | 181,856 | 資本剰余金 | 2,022,268 |
| 投資有価証券 | 111,616 | 利益剰余金 | △4,061,100 |
| その他 | 81,115 | 自己株式 | △21,088 |
| 貸倒引当金 | △10,876 | その他の包括利益累計額 | 604,636 |
| 資産合計 | 5,013,685 | その他有価証券評価差額金 | △1,759 |
| | | 土地再評価差額金 | 590,365 |
| | | 為替換算調整勘定 | 16,030 |
| | | 純資産合計 | 2,198,289 |
| | | 負債純資産合計 | 5,013,685 |

連結損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----------|
| 売上高 | 5,325,901 |
| 売上原価 | 3,861,299 |
| 売上総利益 | 1,464,601 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,485,668 |
| 営業損失 | 21,066 |
| 営業外収益 | 14,821 |
| 受取利息 | 124 |
| 受取配当金 | 436 |
| 保険配当金 | 12,205 |
| その他 | 2,055 |
| 営業外費用 | 38,078 |
| 支払利息 | 29,714 |
| 為替差損 | 1,317 |
| 持分法による投資損失 | 6,177 |
| その他 | 868 |
| 経常損失 | 44,323 |
| 特別利益 | 24,818 |
| 受取保険金 | 24,818 |
| 特別損失 | 100,938 |
| 減損損失 | 93,638 |
| 持分変動損失 | 7,299 |
| 税金等調整前当期純損失 | 120,442 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 18,834 |
| 当期純損失 | 139,277 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 139,277 |

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 3,762,691 | 流 動 負 債 | 1,821,563 |
| 現金及び預金 | 1,165,748 | 支払手形 | 412,165 |
| 受取手形 | 439,362 | 買掛金 | 195,429 |
| 売掛金 | 765,482 | 短期借入金 | 999,664 |
| 商品及び製品 | 536,017 | リース債務 | 7,158 |
| 仕掛品 | 201,595 | 未払金 | 66,525 |
| 原材料及び貯蔵品 | 611,326 | 未払法人税等 | 40,038 |
| 前払費用 | 42,305 | 未払消費税等 | 45,444 |
| 未収入金 | 866 | 賞与引当金 | 5,888 |
| その他 | 5,197 | その他 | 49,247 |
| 貸倒引当金 | △5,212 | 固 定 負 債 | 988,582 |
| 固 定 資 産 | 1,059,416 | リース債務 | 18,067 |
| 有 形 固 定 資 産 | 919,630 | 再評価に係る繰延税金負債 | 260,550 |
| 建物 | 4,212 | 退職給付引当金 | 681,668 |
| 機械及び装置 | 30,032 | 製品自主回収関連損失引当金 | 5,195 |
| 車両運搬具 | 0 | 資産除去債務 | 23,100 |
| 工具、器具及び備品 | 9,193 | 負 債 合 計 | 2,810,145 |
| 土地 | 859,647 | 純 資 産 の 部 | |
| リース資産 | 843 | 株 主 資 本 | 1,423,357 |
| 建設仮勘定 | 15,700 | 資 本 金 | 3,653,573 |
| 無 形 固 定 資 産 | 17,307 | 資 本 剰 余 金 | 2,022,268 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 122,478 | 資 本 準 備 金 | 1,653,573 |
| 投資有価証券 | 8,124 | その他資本剰余金 | 368,695 |
| 関係会社株式 | 44,339 | 利 益 剰 余 金 | △4,231,395 |
| 破産更生債権等 | 10,876 | その他利益剰余金 | △4,231,395 |
| 差入保証金 | 62,090 | 繰越利益剰余金 | △4,231,395 |
| その他 | 7,923 | 自 己 株 式 | △21,088 |
| 貸倒引当金 | △10,876 | 評価・換算差額等 | 588,605 |
| 資 産 合 計 | 4,822,108 | その他有価証券評価差額金 | △1,759 |
| | | 土地再評価差額金 | 590,365 |
| | | 純 資 産 合 計 | 2,011,963 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 4,822,108 |

損 益 計 算 書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高 | 5,285,391 |
| 売 上 原 価 | 3,844,798 |
| 売 上 総 利 益 | 1,440,592 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,466,462 |
| 営 業 損 失 | 25,869 |
| 営 業 外 収 益 | 14,670 |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 484 |
| 保 険 配 当 金 | 12,205 |
| 物 品 売 却 益 | 292 |
| そ の 他 | 1,688 |
| 営 業 外 費 用 | 31,779 |
| 支 払 利 息 | 29,714 |
| 為 替 差 損 | 1,196 |
| そ の 他 | 868 |
| 経 常 損 失 | 42,978 |
| 特 別 利 益 | 24,818 |
| 受 取 保 険 金 | 24,818 |
| 特 別 損 失 | 93,638 |
| 減 損 損 失 | 93,638 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 111,798 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 17,732 |
| 当 期 純 損 失 | 129,530 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月2日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 千 保 有 之 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 新 藤 弘 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーラー万年筆株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月2日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 千 保 有 之 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 新 藤 弘 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーラー万年筆株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月2日

セーラー万年筆株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 北浦良司 印

監査等委員 山田隆明 印

監査等委員 暁 琢也 印

(注) 監査等委員山田隆明、監査等委員暁琢也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。

つきましては、新任取締役1名を加え、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|--|---|--------------------|
| 1 | 比佐泰 (1952年11月1日) | 1977年4月 当社入社 2007年11月 当社管理部経理担当部長 2010年3月 当社取締役管理部長 2012年3月 当社取締役兼上級執行役員管理部長 2015年12月 当社代表取締役社長兼上級執行役員文具事業部長 2018年3月 当社代表取締役社長兼文具事業部長(現任) | 237百株 |
| | 取締役候補者とした理由 比佐泰氏は、2010年より当社取締役管理部長を務め、管理・監督部門を担ってまいりました。2015年に代表取締役社長に就任後は、不採算事業を廃止し、文具・ロボット機器の主力2事業への集中を推し進め、また、取引先との緊密な連携を構築し販路を拡大するなど積極的な経営を実施しており、経営者としての豊富な経験・見識を有しております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。 | | |
| 2 | 町克哉 (1958年12月22日) | 1982年4月 当社入社 1996年5月 当社文具事業部中四国支店支店長 2007年5月 当社ロボット機器事業部総務部次長 2013年9月 当社執行役員ロボット機器事業部長代行 2014年3月 当社取締役兼上級執行役員ロボット機器事業部長 2016年3月 当社専務取締役兼ロボット機器事業部長(現任) | 139百株 |
| | 取締役候補者とした理由 町克哉氏は、文具事業の販売支店長を経てロボット機器事業の総務部門に着任し、2013年に執行役員ロボット機器事業部長代行に就任しました。就任後はロボット機器事業の販売・製造両面において適切な指導・監督を実施し、ロボット機器事業の収益改善を実現しました。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|--|---|--|--------------------|
| 3 | なか た なお くに 中 田 尚 邦 (1954年 8月23日) | 1996年 2月 プラス工業株式会社入社 2011年10月 プラスステーションナリーカンパニー 執行役員R&D本部本部長 2012年 1月 同社執行役員生産・技術統括本部統括本部長 兼R&D本部本部長 2016年 4月 同社バイスプレジデント執行役員 生産・技術統括本部統括本部長 2018年 4月 同社シニアエグゼクティブ（現任） 2019年 3月 当社取締役（社外） 2019年 8月 当社常務取締役兼文具事業部製造本部長（現任） | 19百株 |
| 取締役候補者とした理由 中田尚邦氏は、プラスステーションナリーカンパニーの執行役員として会社経営・組織運営に関する豊富な経験・知見を有しております。2019年に当社取締役就任後も製造本部長として工場の生産能力増強に積極的に取り組んでおり、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することが期待されるため、取締役候補者といたしました。 | | | |
| 4 | よね ざわ あき まさ 米 澤 章 正 (1962年12月 7日) | 1985年 4月 当社入社 2006年 5月 当社文具事業部天応工場技術部門開発技術課長 2011年 5月 当社文具事業部購買部次長 2014年 4月 当社文具事業部天応工場長（部長） 2015年 4月 当社取締役兼上級執行役員文具事業部天応工場長 2016年 3月 当社取締役兼文具事業部天応工場長 2017年12月 当社取締役兼管理部長（現任） | 146百株 |
| 取締役候補者とした理由 米澤章正氏は、技術者として文具部門の製造設備新設・改良業務に携わり、2014年に文具事業部天応工場長に就任後は、製造責任者として工場の適切な管理・監督を行い生産の効率化に邁進しました。2017年からは取締役管理部長として会社全体の管理・監督業務に積極的に取り組んでおり、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、取締役候補者といたしました。 | | | |
| 5 | さ やま よし かず 佐 山 嘉 一 (1965年 3月22日) | 1987年 4月 当社入社 2007年 5月 当社文具事業部販売本部販促担当課長 2011年 5月 当社文具事業部販売本部企画部次長 2012年 5月 当社文具事業部販売本部九州支店長 2017年 3月 当社執行役員文具事業部販売本部長 2018年 3月 当社取締役兼文具事業部長 2019年 8月 当社取締役兼文具事業部営業本部長（現任） | 72百株 |
| 取締役候補者とした理由 佐山嘉一氏は、文具事業の販売企画・販売部門に従事し、文具事業における豊富な経験・知見を有しております。2018年には取締役文具事業部長に就任し、文具事業の立て直しに邁進しております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、取締役候補者といたしました。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|--|--|---|--------------------|
| 6 | ※ き 谷 元 <small>たに はじめ</small> (1957年 5月31日) | 2004年 5月 ペんてる株式会社入社 2012年 6月 同社執行役員商品企画本部商品部長 兼国内営業本部営業企画部長 2014年 6月 同社取締役国内営業本部長 2016年 6月 同社常務取締役国内営業本部長 2019年 8月 当社文具事業部経営企画本部長 (現任) | — |
| 取締役候補者とした理由 末谷元氏は、ペんてる株式会社の常務取締役として、会社経営・組織運営に関する豊富な経験を有し、更には、製品企画・営業企画についても多くの実績と知見を有しています。当社においても経営企画本部長として、製品企画及び経営企画に積極的に取り組んでおり、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、取締役候補者といたしました。 | | | |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となり、山田隆明氏、暁琢也氏の両氏が退任されます。つきましては、新任取締役2名を加え、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ており全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-----------|--|---|--------------------|
| 1 | きた うら りょう じ 北 浦 良 司 (1953年12月28日) | 1977年 7月 当社入社 1996年 5月 当社文具事業部営業管理担当課長 2011年 5月 当社文具事業部統括室室長(部長) 2012年 3月 当社執行役員兼内部監査室長兼文具事業部統括室室長(部長) 2016年 3月 当社監査等委員である取締役(常勤)(現任) | 33百株 |
| | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>北浦良司氏は、入社以来文具事業の販売・営業管理に携わり、2012年からは、執行役員内部監査室長としてコーポレートガバナンス体制の確立、監査の実効性の確保に努めてまいりました。その経験と見識が、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に繋がると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。</p> <p>なお、同氏は現在、当社常勤の監査等委員である取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。</p> | | |
| 2 | ※ さかき まさ とし 榑 正 壽 (1961年1月2日) | 1988年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2008年 8月 同社常務理事 2011年 7月 EYビジネスイニシアティブ株式会社取締役COO 2014年 2月 一般社団法人Next Wisdom Foundation監事(現任) 2017年 3月 一般社団法人自律分散社会フォーラム監事(現任) 2017年 4月 東北大学国際会計政策大学院(IGSAP)フェロー(現任) 2019年 7年 榑公認会計士事務所所長(現任) 2019年 7月 グローバルセキュリティエキスパート株式会社 社外取締役(現任) 2019年 7月 株式会社eumo社外取締役(現任) 2019年10月 京都大学イノベーションキャピタル株式会社 社外監査役(現任) | — |
| | <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>榑正壽氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有し、長年多くの上場企業の監査に関与した経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、独立した立場から取締役の職務執行を監査・監督いただき、広い視野に立って当社の経営全般について監査・監督いただくため、新たに監査等委員である取締役候補者としたしました。</p> | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-----------|---|--|--------------------|
| | ※ くま おう さい こ 熊 王 斉 子 (1970年2月27日) | 2017年12月 弁護士登録 2017年12月 弁護士法人リーガルプラス入社 2018年 6月 島村法律会計事務所入所 (現任) | — |
| 3 | 社外取締役候補者とした理由 熊王斉子氏は、企業経営に関与した経験はありませんが、一般企業に勤務しながら弁護士資格を取得され、企業実務に明るく、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 | | |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、榊正壽氏、熊王斉子氏が社外取締役として選任された場合に、当社が上場している東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、榊正壽氏、熊王斉子氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以上

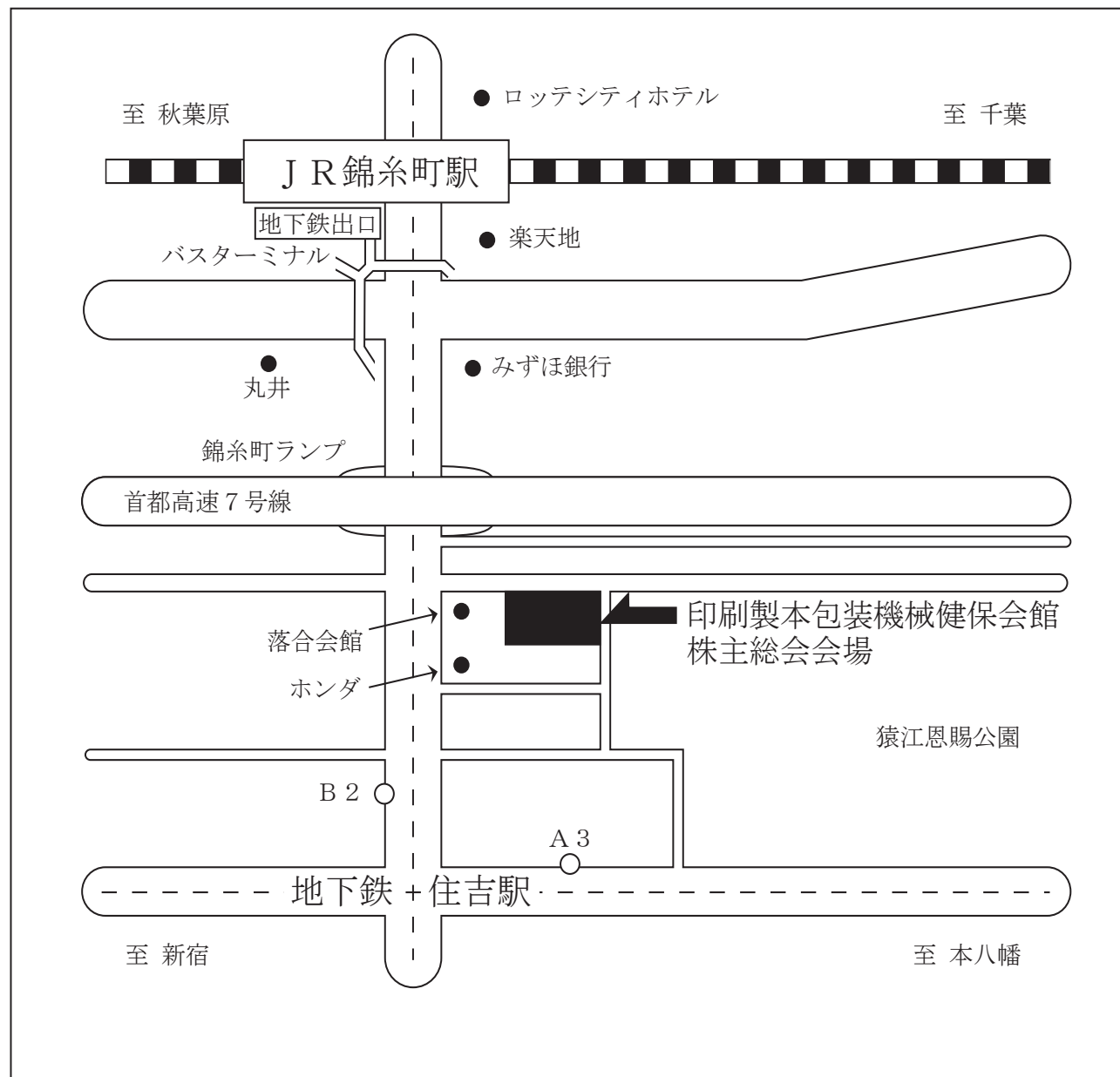
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

会場 印刷製本包装機械健保会館 4階会議室
東京都江東区毛利二丁目6番5号



交通 JR総武線、東京メトロ半蔵門線
錦糸町駅南口から徒歩約10分
東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新宿線
住吉駅 A3、B2出口から徒歩約5分

(お願い)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。